

J D R形式による指標連動証券の上場制度の整備等に伴う関連諸規則の一部改正新・旧規定対照表

(1)

目 次

	(ページ)
1 業務規程	1
2 信用取引・貸借取引規程	6
3 受託契約準則	7
4 J－N E T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託 契約準則等の特例	11
5 E T Fに関する有価証券上場規程の特例	16
6 E T Nに関する有価証券上場規程の特例（新設）	35
7 業務規程、受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則	64

業務規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券（<u>内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）又は外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、ETN（外国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。）</u>、外国投資信託受益証券、<u>外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券及び投資証券を含む。第9条第1項、第64条及び第65条を除き、以下同じ。）、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）、外国投資証券及びカバードワラン（法第2条第1項第19号に規定する有価証券のうち、同条第22項第4号に定める店頭オプションを表示するものをいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託（外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券又は外国投資証券を信託財産とする<u>受益証券発行信託に限る。以下同じ。）の受益証券及び投資証券を含む。第9条第1項、第64条及び第65条を除き、以下同じ。）、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）、外国投資証券及びカバードワラン（法第2条第1項第19号に規定する有価証券のうち、同条第22項第4号に定める店頭オプションを表示するものをいう。以下同じ。）</u></p>

法律第44号)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。), 外国投資証券及びカバードワランクト(法第2条第1項第19号に規定する有価証券のうち, 同条第22項第4号に定める店頭オプションを表示するものをいう。以下同じ。)

午前立会は, 午前9時から11時30分までとし, 午後立会は, 午後0時30分から3時10分までとする。

(2)・(3) (略)

2 (略)

(売買の種類)

第9条 売買立会による売買の種類は, 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ, 当該各号に定める取引とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券, 外国投資信託受益証券, 外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下「外国株券」という。), 外国株預託証券及び外国投資証券

a・b (略)

(2)の2~(3)の2 (略)

(4) 指標連動型投資信託受益証券(投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。), 外国投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券

a・b (略)

(5)・(6) (略)

2~6 (略)

(呼 値)

第14条 (略)

2~7 (略)

8 呼値の単位は, 次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(投資信託受益証券, 外国投資信託受益証券, 受益証券発行信託の受益証券, 外国受益証券発行信託の受益証券及び投資証券を除く。)は, 1株(新株予約権証券については, 新株予

午前立会は, 午前9時から11時30分までとし, 午後立会は, 午後0時30分から3時10分までとする。

(2)・(3) (略)

2 (略)

(売買の種類)

第9条 売買立会による売買の種類は, 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ, 当該各号に定める取引とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券, 外国投資信託受益証券及び受益証券発行信託の受益証券を含む。以下「外国株券」という。), 外国株預託証券及び外国投資証券

a・b (略)

(2)の2~(3)の2 (略)

(4) 指標連動型投資信託受益証券(投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。)の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)

a・b (略)

(5)・(6) (略)

2~6 (略)

(呼 値)

第14条 (略)

2~7 (略)

8 呼値の単位は, 次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(投資信託受益証券, 外国投資信託受益証券, 受益証券発行信託の受益証券及び投資証券を除く。)は, 1株(新株予約権証券については, 新株予約権1個を, 1株とする。以下同じ。)

約権1個を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、3,000円以下のは1円、3,000円を超える場合は5円、5,000円を超える場合は10円、3万円を超える場合は50円、5万円を超える場合は100円、30万円を超える場合は500円、50万円を超える場合は1,000円、300万円を超える場合は5,000円、500万円を超える場合は1万円、3,000万円を超える場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 前号の規定(新株予約権証券に係る部分を除く。)は、優先出資証券、出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、投資証券及び外国投資証券の呼値の単位について準用する。この場合において「株券」とあるのは「優先出資証券」、「出資証券」、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」、「受益証券発行信託の受益証券」、「外国受益証券発行信託の受益証券」、「投資証券」又は「外国投資証券」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)の2～(5) (略)

9 呼値は、株券、外国株預託証券、優先出資証券及び出資証券については配当含み(配当(剰余金の配当をいう。)には、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の収益分配、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金並びに投資証券の金銭の分配を含む。以下同じ。)，外国投資証券については利益分配含みとし、利付債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

10・11 (略)

につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合は1円、3,000円を超える場合は5円、5,000円を超える場合は10円、3万円を超える場合は50円、5万円を超える場合は100円、30万円を超える場合は500円、50万円を超える場合は1,000円、300万円を超える場合は5,000円、500万円を超える場合は1万円、3,000万円を超える場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 前号の規定(新株予約権証券に係る部分を除く。)は、優先出資証券、出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券及び外国投資証券の呼値の単位について準用する。この場合において「株券」とあるのは「優先出資証券」、「出資証券」、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」、「受益証券発行信託の受益証券」、「投資証券」又は「外国投資証券」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)の2～(5) (略)

9 呼値は、株券、外国株預託証券、優先出資証券及び出資証券については配当含み(配当(剰余金の配当をいう。)には、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の収益分配、受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金並びに投資証券の金銭の分配を含む。以下同じ。)，外国投資証券については利益分配含みとし、利付債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

10・11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び投資証券を除く。）

a～c (略)

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券は、上場投資信託受益証券又は上場投資証券の発行者が定めた口数とする。

(3) 第1号cの規定は、外国投資信託受益証券、外国証券信託受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国投資証券（資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人の発行するものに限る。）について準用する。この場合において、「1,000株」とあるのは「1,000口」と、「500株」とあるのは「500口」と、「100株」とあるのは「100口」と、「50株」とあるのは「50口」と、「10株」とあるのは「10口」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4)～(7) (略)

(投資信託受益証券等の円滑な流通の確保)

第66条 投資信託受益証券、内国商品信託受益証券、外国証券信託受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、投資証券、外国株券、外国投資証券、転換社債型新株予約権付社債券及びカバードワラント（以下この条において「投資信託受益証券等」という。）について、幹事金融商品取引業者等（幹事である金融商品取引業者（投資証券にあっては、募集の取扱いを行う者のうち、当該投資証券の発行者である投資法人が指定する者を含む。）をいい、指標連動型投資信託受益証券にあっては指定参加者（募集の取扱いを行う者をいう。）を、外国投資信託受益証券、外国投資証券（資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人の発行するものに限る。）及び受益証券発行信託の受益証券にあっては管理会社等（ETFに関する有価証券上場

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び投資証券を除く。）

a～c (略)

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券は、上場投資信託受益証券又は上場投資証券の発行者が定めた口数とする。

(3) 第1号cの規定は、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国投資証券（資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人の発行するものに限る。）について準用する。この場合において、「1,000株」とあるのは「1,000口」と、「500株」とあるのは「500口」と、「100株」とあるのは「100口」と、「50株」とあるのは「50口」と、「10株」とあるのは「10口」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4)～(7) (略)

(投資信託受益証券等の円滑な流通の確保)

第66条 投資信託受益証券、投資証券、外国株券、外国投資証券、転換社債型新株予約権付社債券及びカバードワラント（以下この条において「投資信託受益証券等」という。）について、幹事金融商品取引業者等（幹事である金融商品取引業者（投資証券にあっては、募集の取扱いを行う者のうち、当該投資証券の発行者である投資法人が指定する者を含む。）をいい、指標連動型投資信託受益証券にあっては指定参加者（募集の取扱いを行う者をいう。）を、外国投資信託受益証券、外国投資証券（資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人の発行するものに限る。）及び受益証券発行信託の受益証券にあっては管理会社等（ETFに関する有価証券上場

証券信託受益証券(外国法人が発行する株券又はETNを信託財産とするものを除く。)及び外国受益証券発行信託の受益証券にあっては管理会社等(ETFに関する有価証券上場規程の特例第1条の2第8号に規定する管理会社等をいう。)が指定する者を、外国証券信託受益証券(ETNを信託財産とするものに限る。)にあっては発行者が指定する取引参加者を、カバードワラントにあってはカバードワラントに関する有価証券上場規程の特例第6条第2号fに規定する指定参加者をいう。)である取引参加者は、本所の市場における当該投資信託受益証券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

規程の特例第1条の2第8号に規定する管理会社等をいう。)が指定する者を、カバードワラントにあってはカバードワラントに関する有価証券上場規程の特例第6条第2号fに規定する指定参加者をいう。)である取引参加者は、本所の市場における当該投資信託受益証券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

付 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

信用取引・貸借取引規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第7条 取引参加者は、本所に上場している株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）及び外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）を含む。），投資信託受益証券、指標連動型投資信託受益証券（特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係る投資信託の受益証券をいう。），外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、<u>受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）</u>のうち制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p>	<p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第7条 取引参加者は、本所に上場している株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）及び外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）を含む。），投資信託受益証券、指標連動型投資信託受益証券（特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係る投資信託の受益証券をいう。），外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券及び<u>受益証券発行信託の受益証券のうち制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</u></p>
2 (略)	2 (略)

付 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

受託契約準則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(用語の意義)	(用語の意義)
第28条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第28条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3)の2 (略)	(1)～(3)の2 (略)
<u>(3)の3 外国受益証券発行信託の受益証券</u> <u>外国法人の発行する証券又は証書のうち受益</u> <u>証券発行信託の受益証券の性質を有するもの</u> <u>いう。</u>	<u>(新設)</u>
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
<u>(6)の2 外国受益証券発行信託の受益証券等</u> <u>外国受益証券発行信託の受益証券及び外国受</u> <u>益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法</u> <u>において、当該有価証券に表示されるべき権利</u> <u>について券面を発行しない取扱いが認められ、</u> <u>かつ券面が発行されていない場合における当該</u> <u>有価証券に表示されるべき権利をいう。</u>	<u>(新設)</u>
(7) 外国株式等	(7) 外国株式等
外国株券、外国投資信託受益証券、 <u>外国投資</u> <u>証券及び外国受益証券発行信託の受益証券</u> の發 行に係る準拠法において、当該有価証券に表示 されるべき権利について券面を発行しない取扱 いが認められ、かつ券面が発行されていない場 合における当該有価証券に表示されるべき権利 をいう。	外国株券、 <u>外国投資信託受益証券及び外国投</u> <u>資証券の發行に係る準拠法において、当該有価</u> <u>証券に表示されるべき権利について券面を発行</u> <u>しない取扱いが認められ、かつ券面が発行され</u> <u>ていない場合における当該有価証券に表示され</u> <u>るべき権利をいう。</u>
(8) 外国株券等	(8) 外国株券等
外国株券、 <u>外国投資信託受益証券、外国投資</u> <u>証券、外国株預託証券、<u>外国受益証券発行信託</u></u> <u>の受益証券、外国株式等及びカバードワラント</u> をいう。	外国株券、 <u>外国投資信託受益証券、外国投資</u> <u>証券、外国株預託証券、<u>外国株式等及びカバー</u></u> <u>ドワラントをいう。</u>
(9)～(12) (略)	(9)～(12) (略)
(配当等の処理)	(配当等の処理)
第30条の4 寄託証券等に係る配当(外国投資信託受 益証券等の収益分配、 <u>外国投資証券等の利益の分配</u> 及び <u>外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財</u> 産に係る給付を含む。以下この節において同じ。),	第30条の4 寄託証券等に係る配当(外国投資信託受 益証券等の収益分配及び <u>外国投資証券等の利益の</u> 分配を含む。以下この節において同じ。), 償還金, 寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に

償還金, 寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭(発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定, 決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により, 寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ, それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。)等の処理は, 次の各号に定めるところによる。

- (1) 金銭配当の場合は, 決済会社が受領し, 配当金支払取扱銀行 (外国投資信託受益証券等, 外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下この節において同じ。) を通じ顧客あてに支払う。
- (2) 株式配当 (源泉徴収税 (寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下この節において同じ。) が課せられる場合の株式分割, 無償交付等を含み, 外国投資信託受益証券等, 外国投資証券等, 外国株預託証券, 外国受益証券発行信託の受益証券等及びカバードワラントに係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下この節において同じ。) の場合は, 次の a 又は b に定める区分に従い, 当該 a 又は b に定めるところにより, 取り扱う。
 - a 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合 決済会社が寄託証券等について株式配当に係る株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは, 当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し, 現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし, 1株 (外国投資信託受益証券等, 外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては1口, カバードワラントにあっては1カバードワラント, 外国株預託証券にあっては1証券。以下この節において同じ。) 未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは, 決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し, 売却

基づかず交付されるその他の金銭(発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定, 決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により, 寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ, それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。)等の処理は, 次の各号に定めるところによる。

- (1) 金銭配当の場合は, 決済会社が受領し, 配当金支払取扱銀行 (外国投資信託受益証券等, 外国投資証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下この節において同じ。) を通じ顧客あてに支払う。
- (2) 株式配当 (源泉徴収税 (寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下この節において同じ。) が課せられる場合の株式分割, 無償交付等を含み, 外国投資信託受益証券等, 外国投資証券等, 外国株預託証券及びカバードワラントに係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下この節において同じ。) の場合は, 次の a 又は b に定める区分に従い, 当該 a 又は b に定めるところにより, 取り扱う。
 - a 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合 決済会社が寄託証券等について株式配当に係る株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは, 当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し, 現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし, 1株 (外国投資信託受益証券等及び外国投資証券等にあっては1口, カバードワラントにあっては1カバードワラント, 外国株預託証券にあっては1証券。以下この節において同じ。) 未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは, 決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し, 売却代金を株式事務取扱機関 (外国投資

代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下この節において同じ。）を通じ顧客あてに支払う。ただし、顧客が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の时限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

b (略)

(3)・(4) (略)

2～7 (略)

(新株予約権等その他の権利の処理)

第30条の5 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下この節において同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、外国株預託証券、外国受益証券発行信託の受益証券及びカバードワラントに係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込む。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分する。

(3)～(6) (略)

(議決権の行使)

第30条の7 寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会及び外国投資証券等に係る投資主総会を含む。以下この節において同じ。)

信託受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下この節において同じ。)を通じ顧客あてに支払う。ただし、顧客が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の时限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

b (略)

(3)・(4) (略)

2～7 (略)

(新株予約権等その他の権利の処理)

第30条の5 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下この節において同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、外国株預託証券及びカバードワラントに係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込む。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分する。

(3)～(6) (略)

(議決権の行使)

第30条の7 寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等に係る受益者集会及び外国投資証券等に係る投資主総会を含む。以下この節において同じ。)における議決権は、顧客の指示により、

における議決権は、顧客の指示により、決済会社が行使する。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しない。

2～4 (略)

(株主総会の書類等の送付等)

第30条の8 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等）にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が顧客の届け出た住所あてに送付する。

2 (略)

決済会社が行使する。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しない。

2～4 (略)

(株主総会の書類等の送付等)

第30条の8 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が顧客の届け出た住所あてに送付する。

2 (略)

付 則

この準則は、平成23年8月1日から施行する。

J－N E T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例の
一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち売買立会によらない有価証券の売買又は立会によらない市場デリバティブ取引（取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「J－N E T市場」という。）における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）及び市場デリバティブ取引の受託等について、有価証券上場規程、J A S D A Qにおける有価証券上場規程（以下「J Q有価証券上場規程」という。），業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則、株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。），個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「個別証券オプション特例」という。），株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。），種類株に関するJ A S D A Qにおける有価証券上場規程の特例（以下「種類株特例」という。），出資証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「出資証券特例」という。），優先株に関する有価証券上場規程の特例（以下「優先株特例」という。），転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「転換社債型新株予約権付社債券特例」という。），E T Fに関する有価証券上場規程の特例（以下「E T F特例」という。），<u>E T Nに関する有価証券上場規程の特例（以下「E T N特例」という。）</u>，ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例（以下「ベンチャーファンド特例」という。），不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）及びカバードワラントに関する有価証券上場規程の特例（以下「カバードワラント特例」という。）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち売買立会によらない有価証券の売買又は立会によらない市場デリバティブ取引（取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「J－N E T市場」という。）における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）及び市場デリバティブ取引の受託等について、有価証券上場規程、J A S D A Qにおける有価証券上場規程（以下「J Q有価証券上場規程」という。），業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則、株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。），個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「個別証券オプション特例」という。），株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。），種類株に関するJ A S D A Qにおける有価証券上場規程の特例（以下「種類株特例」という。），出資証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「出資証券特例」という。），優先株に関する有価証券上場規程の特例（以下「優先株特例」という。），転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「転換社債型新株予約権付社債券特例」という。），E T Fに関する有価証券上場規程の特例（以下「E T F特例」という。），<u>ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例（以下「ベンチャーファンド特例」という。）</u>，不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）及びカバードワラントに関する有価証券上場規程の特例（以下「カバードワラント特例」という。）</p>

関する有価証券上場規程の特例（以下「カバードワラント特例」という。）の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、J Q有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則、指数先物特例、個別証券オプション特例、指数オプション特例、種類株特例、出資証券特例、優先株特例、転換社債型新株予約権付社債券特例、E T F特例、E T N特例、ベンチャーファンド特例、不動産投信特例及びカバードワラント特例の定めるところによる。

（新規上場申請手続）

第3条 新規上場申請者がJ－NET市場への上場を申請する場合には、有価証券上場規程第3条各項（外国株券に関する規定及び外国株預託証券に関する規定を除く。）、J Q有価証券上場規程第4条各項（外国株券に関する規定を除く。）、優先株特例第2条第1項各号、種類株特例第2条第1項各号、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条第1項各号、E T F特例第2条各項、E T N特例第4条各項、ベンチャーファンド特例第3条第2項各号、不動産投信特例第3条第2項各号又はカバードワラント特例第3条第2項各号の定めるところにより、有価証券上場申請書及びその添付書類等を提出するものとする。

2 競争売買市場への上場について、新規上場申請者が有価証券上場規程第3条第1項、J Q有価証券上場規程第4条第1項、優先株特例第2条第1項第1号、種類株特例第2条第1項第1号、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条第1項第1号、E T F特例第2条第2項第1号、E T N特例第4条第1項、ベンチャーファンド特例第3条第2項第1号、不動産投信特例第3条第2項第1号a、第2号及び第3号a又はカバードワラント特例第3条第2項第1号に規定する有価証券上場申請書を本所に提出する場合は、原則としてJ－NET市場への上場を併せて申請したものとみなす。ただし、競争売買市場又はJ A S D A Qに限りその上場を申請する旨の通知を当該新規上場申請者から受領した場合は、この限りでない。

の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、J Q有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則、指数先物特例、個別証券オプション特例、指数オプション特例、種類株特例、出資証券特例、優先株特例、転換社債型新株予約権付社債券特例、E T F特例、ベンチャーファンド特例、不動産投信特例及びカバードワラント特例の定めるところによる。

（新規上場申請手続）

第3条 新規上場申請者がJ－NET市場への上場を申請する場合には、有価証券上場規程第3条各項（外国株券に関する規定及び外国株預託証券に関する規定を除く。）、J Q有価証券上場規程第4条各項（外国株券に関する規定を除く。）、優先株特例第2条第1項各号、種類株特例第2条第1項各号、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条第1項各号、E T F特例第2条各項、ベンチャーファンド特例第3条第2項各号、不動産投信特例第3条第2項各号又はカバードワラント特例第3条第2項各号の定めるところにより、有価証券上場申請書及びその添付書類等を提出するものとする。

2 競争売買市場への上場について、新規上場申請者が有価証券上場規程第3条第1項、J Q有価証券上場規程第4条第1項、優先株特例第2条第1項第1号、種類株特例第2条第1項第1号、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条第1項第1号、E T F特例第2条第2項第1号、ベンチャーファンド特例第3条第2項第1号、不動産投信特例第3条第2項第1号a、第2号及び第3号a又はカバードワラント特例第3条第2項第1号に規定する有価証券上場申請書を本所に提出する場合は、原則としてJ－NET市場への上場を併せて申請したものとみなす。ただし、競争売買市場又はJ A S D A Qに限りその上場を申請する旨の通知を当該新規上場申請者から受領した場合は、この限りでない。

(上場賦課金等の取扱い)

第5条 有価証券上場規程第6条及び第19条, J Q 有価証券上場規程第6条及び第55条, 優先株特例第6条, 種類株特例第8条, 転換社債型新株予約権付社債券特例第5条, E T F 特例第3条及び第12条, E T N 特例第6条及び第20条, ベンチャーファンド特例第15条, 不動産投信特例第14条又はカバードワラント特例第5条第3項, 第18条及び第19条の規定は, 競争売買市場に上場していない有価証券の J – N E T 市場への上場について準用する。

2 (略)

(上場審査基準)

第6条 J – N E T 市場への上場審査については, 次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券
株券上場審査基準第2条並びに第4条第1項
(適用を受けるものに限る。), J Q 有価証券
上場規程第8条から第10条まで (適用を受ける
ものに限る。), 優先株特例第3条, 種類株
特例第8条, 転換社債型新株予約権付社債券特例
第3条, 社会資本整備市場上場審査基準第2条
及び第3条第1項, E T F 特例第4条, E T N
特例第7条及び第8条, ベンチャーファンド特
例第5条及び第6条, 不動産投信特例第4条又
はカバードワラント特例第5条及び第6条の規
定に適合していること。この場合において, 当
該新規上場申請者が競争売買市場又は J A S D
A Qへの上場を申請していない場合には, 前段
に掲げる規定の他, J – N E T 市場への上場を
申請する日において, 東京証券取引所が定める
株券, 優先株, 転換社債型新株予約権付社債券,
投資信託受益証券又は不動産投資信託証券に關
する上場廃止の規定に該当していないこと。

(2) 競争売買市場又は J A S D A Q の上場有価証券

J – N E T 市場への上場を申請する日におい
て, 適用を受ける株券上場廃止基準第2条, J
Q 有価証券上場規程第47条, 優先株特例第5条,

(上場賦課金等の取扱い)

第5条 有価証券上場規程第6条及び第19条, J Q 有価証券上場規程第6条及び第55条, 優先株特例第6条, 種類株特例第8条, 転換社債型新株予約権付社債券特例第5条, E T F 特例第3条及び第12条, ベンチャーファンド特例第15条, 不動産投信特例第14条又はカバードワラント特例第5条第3項, 第18条及び第19条の規定は, 競争売買市場に上場していない有価証券の J – N E T 市場への上場について準用する。

2 (略)

(上場審査基準)

第6条 J – N E T 市場への上場審査については, 次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券
株券上場審査基準第2条並びに第4条第1項
(適用を受けるものに限る。), J Q 有価証券
上場規程第8条から第10条まで (適用を受ける
ものに限る。), 優先株特例第3条, 種類株
特例第8条, 転換社債型新株予約権付社債券特例
第3条, 社会資本整備市場上場審査基準第2条
及び第3条第1項, E T F 特例第4条, ベンチ
ャーファンド特例第5条及び第6条, 不動産投
信特例第4条又はカバードワラント特例第5条
及び第6条の規定に適合していること。この場
合において, 当該新規上場申請者が競争売買市
場又は J A S D A Qへの上場を申請していない
場合には, 前段に掲げる規定の他, J – N E T
市場への上場を申請する日において, 東京証券
取引所が定める株券, 優先株, 転換社債型新株
予約権付社債券, 投資信託受益証券又は不動産
投資信託証券に関する上場廃止の規定に該当し
ていないこと。

(2) 競争売買市場又は J A S D A Q の上場有価証券

J – N E T 市場への上場を申請する日におい
て, 適用を受ける株券上場廃止基準第2条, J
Q 有価証券上場規程第47条, 優先株特例第5条,

種類株特例第7条、転換社債型新株予約権付社債券特例第4条、社会資本整備市場上場廃止基準第2条、ETF特例第10条、ETN特例第17条、ベンチャーファンド特例第13条、不動産投信特例第12条又はカバードワラント特例第15条のいずれかの規定に該当していないこと。

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第7条 J-NEET市場の上場有価証券の発行者は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則、JQ有価証券上場規程第20条、種類株特例第6条、ETF特例第6条、ETN特例第13条、ベンチャーファンド特例第10条、不動産投信特例第9条又はカバードワラント特例第10条及び第11条に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報の適時開示等を行うものとする。

(上場廃止基準等)

第8条 有価証券上場規程第14条の6、株券上場廃止基準、JQ有価証券上場規程第40条、第47条から第51条まで、優先株特例第5条から第5条の3まで、種類株特例第7条から第7条の3まで、転換社債型新株予約権付社債券特例第4条から第4条の3まで、社会資本整備市場上場廃止基準、ETF特例第10条及び第10条の2、ETN特例第17条及び第18条、ベンチャーファンド特例第13条及び第13条の2、不動産投信特例第12条及び第12条の2又はカバードワラント特例第15条及び第16条の規定は、J-NEET市場における上場廃止、監理銘柄及び整理銘柄の指定並びに特設注意市場銘柄の指定について準用する。

2 (略)

(有価証券上場規程等の準用)

第9条 有価証券上場規程第2条、第3条（第1項から第3項までを除く。）、第3条の2、第4条、第8条から第11条まで、第15条から第18条まで及び第20条、JQ有価証券上場規程第3条、第4条（第1項から第3項までを除く。）、第5条、第16条か

種類株特例第7条、転換社債型新株予約権付社債券特例第4条、社会資本整備市場上場廃止基準第2条、ETF特例第10条、ベンチャーファンド特例第13条、不動産投信特例第12条又はカバードワラント特例第15条のいずれかの規定に該当していないこと。

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第7条 J-NEET市場の上場有価証券の発行者は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則、JQ有価証券上場規程第20条、種類株特例第6条、ETF特例第6条、ベンチャーファンド特例第10条、不動産投信特例第9条又はカバードワラント特例第10条及び第11条に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報の適時開示等を行うものとする。

(上場廃止基準等)

第8条 有価証券上場規程第14条の6、株券上場廃止基準、JQ有価証券上場規程第40条、第47条から第51条まで、優先株特例第5条から第5条の3まで、種類株特例第7条から第7条の3まで、転換社債型新株予約権付社債券特例第4条から第4条の3まで、社会資本整備市場上場廃止基準、ETF特例第10条及び第10条の2、ベンチャーファンド特例第13条及び第13条の2、不動産投信特例第12条及び第12条の2又はカバードワラント特例第15条及び第16条の規定は、J-NEET市場における上場廃止、監理銘柄及び整理銘柄の指定並びに特設注意市場銘柄の指定について準用する。

2 (略)

(有価証券上場規程等の準用)

第9条 有価証券上場規程第2条、第3条（第1項から第3項までを除く。）、第3条の2、第4条、第8条から第11条まで、第15条から第18条まで及び第20条、JQ有価証券上場規程第3条、第4条（第1項から第3項までを除く。）、第5条、第16条か

ら第19条まで、第46条、第52条から第54条まで及び第56条、優先株特例第2条（第1項を除く。）及び第3条の2、種類株特例第2条（第1項を除く。）及び第4条、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条（第1項を除く。）及び第3条の2、E T F特例第2条（第2項を除く。），第2条の2、第4条の3、第5条、第7条、第8条及び第11条、E TN特例第3条、第4条（第1項から第4項までを除く。）、第5条、第10条、第12条、第14条、第15条、第19条、ベンチャーファンド特例第3条（第2項を除く。），第3条の2、第7条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条、不動産投信特例第3条（第2項を除く。），第3条の2、第6条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条並びにカバードワラント特例第3条（第2項を除く。），第4条、第8条、第9条、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、本所のJ－NET市場における有価証券の上場申請及び上場審査、上場有価証券の管理、変更上場、上場廃止その他上場有価証券に関する事項について準用する。

付 則

この特例は、平成23年8月1日から施行する。

ら第19条まで、第46条、第52条から第54条まで及び第56条、優先株特例第2条（第1項を除く。）及び第3条の2、種類株特例第2条（第1項を除く。）及び第4条、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条（第1項を除く。）及び第3条の2、E T F特例第2条（第2項を除く。），第2条の2、第4条の3、第5条、第7条から第8条まで及び第11条、ベンチャーファンド特例第3条（第2項を除く。），第3条の2、第7条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条、不動産投信特例第3条（第2項を除く。），第3条の2、第6条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条並びにカバードワラント特例第3条（第2項を除く。），第4条、第8条、第9条、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、本所のJ－NET市場における有価証券の上場申請及び上場審査、上場有価証券の管理、変更上場、上場廃止その他上場有価証券に関する事項について準用する。

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(定 義)	(定 義)
第1条の2 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第1条の2 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 「ETF」とは、内国ETF、外国ETF、 <u>外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券</u> をいう。	(1) 「ETF」とは、内国ETF、外国ETF及び <u>外国ETF信託受益証券</u> をいう。
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
(4)の2 「 <u>外国商品現物型ETF</u> 」とは、法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。	(新設)
(4)の3 「 <u>外国商品現物型ETF信託受益証券</u> 」とは、施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が <u>外国商品現物型ETF</u> であるものをいう。	(新設)
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
(7) 「管理会社」とは、次のaから <u>h</u> までに掲げるものをいう。	(7) 「管理会社」とは、次のaから <u>e</u> までに掲げるものをいう。
a～e (略)	a～e (略)
f <u>内国商品現物型ETF</u> にあっては、次の(a)又は(b)に掲げるもの	(新設)
(a) <u>当該内国商品現物型ETFに係る信託の委託者である金融商品取引業者</u> （法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分の指図（管理又は処分の監督を含む。以下同じ。）を行うものに限り、信託会社を除く。）及び <u>当該金融商品取引業者から当該内国商品現物型ETFに係る信託財産の管理又は処分の指図に係る権限の全部又は一部の委託を</u>	

受けた者

(b) 当該内国商品現物型E T Fに係る信託受託者である登録金融機関（法第33条の2の登録を受けたもののうち、法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであつて、かつ当該内国商品現物型E T Fの信託財産に関する管理又は処分を行うものに限る。以下同じ。）及び当該登録金融機関から当該内国商品現物型E T Fに係る信託財産の管理又は処分に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

g 外国商品現物型E T Fにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品現物型E T Fに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人であつて、かつ当該外国商品現物型E T Fの信託財産に関する管理又は処分の指図の全部又は一部を行うもの

h 外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品現物型E T Fに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人であつて、かつ当該外国商品現物型E T Fの信託財産に関する管理又は処分の指図の全部又は一部を行うもの

(8) 「管理会社等」とは、次のa又はbに掲げるものをいう。

a 内国E T F、外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F、当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券、内国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、前号a、b、d又はfからhまでに掲げるもの

b (略)

(9)～(12) (略)

(新設)

(新設)

(8) 「管理会社等」とは、次のa又はbに掲げるものをいう。

a 内国E T F、外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F又は当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、前号a、b又はdに掲げるもの

b (略)

(9)～(12) (略)

(13) 「預託契約等」とは、外国E T F信託受益証券又は外国商品現物型E T F信託受益証券に係る信託契約をいう。

(14)～(16) (略)

(16)の2 「上場外国商品現物型E T F」とは、本所に上場している外国商品現物型E T Fをいう。

(16)の3 「上場外国商品現物型E T F信託受益証券」とは、本所に上場している外国商品現物型E T F信託受益証券をいう。

(17) (略)

(17)の2 「上場内国商品現物型E T F」とは、本所に上場している内国商品現物型E T Fをいう。

(17)の3 「商品」とは、商品先物取引法第2条第1項に規定する商品をいう。

(17)の4 「商品市場」とは、商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場をいう。

(17)の5 「商品投資等取引」とは、投資信託法施行令第3条第10号に規定する商品投資等取引をいう。

(18) (略)

(19) 「信託受託者」とは、次のaからcまでに掲げるものをいう。

a 内国E T F及び内国商品現物型E T Fにあっては、信託会社等

b 外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F及び外国商品現物型E T Fにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、信託会社等に類するもの

c 外国投資信託の受益証券に該当する外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、当該外国E T F受益証券の受託有価証券である外国E T Fに係る信託会社等に類するもの

(20) 「信託受託者等」とは、次のa又はbに掲げるものをいう。

a 内国E T F、外国投資信託の受益証券に該

(13) 「預託契約等」とは、外国E T F信託受益証券に係る信託契約をいう。

(14)～(16) (略)

(新設)

(新設)

(17) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(18) (略)

(19) 「信託受託者」とは、次のaからcまでに掲げるものをいう。

a 内国E T Fにあっては、信託会社等

b 外国投資信託の受益証券に該当する外国E T Fにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、信託会社等に類するもの

c 外国投資信託の受益証券に該当する外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、当該外国E T F受益証券の受託有価証券である外国E T Fに係る信託会社等に類するもの

(20) 「信託受託者等」とは、次のa又はbに掲げるものをいう。

a 内国E T F、外国投資信託の受益証券に該

当する外国E T F, 当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券, 内国商品現物型E T F, 外国商品現物型E T F又は外国商品現物型E T F信託受益証券にあつては, 前号aからcまでに掲げるもの

b (略)

(21)～(24) (略)

(24)の2 「内国商品現物型E T F」とは, 法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であつて, 特定の商品の価格に連動することを目的として, 主として当該特定の商品をその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。)をいう。

(25) (略)

(26) 「預託機関等」とは, 外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券に係る受託者(信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。)をいう。

(27) 「預託口数」とは, 指定振替機関に預託されている外国E T F及び外国商品現物型E T Fに係る受益権又は投資口の口数をいう。

(上場申請)

第2条 (略)

2 E T Fの上場を申請しようとする者(以下「新規上場申請者」という。)は, 次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 内国E T F及び内国商品現物型E T Fにあつては, 次のa及びbに掲げる書面
a・b (略)

(5) 外国E T F, 外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあつては, 次のaからdまでに掲げる書類

a 当該外国E T F, 外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国E T Fの設定が適法であることについて法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関

当する外国E T F又は当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあつては, 前号aからcまでに掲げるもの

b (略)

(21)～(24) (略)

(新設)

(25) (略)

(26) 「預託機関等」とは, 外国E T F信託受益証券に係る受託者(信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。)をいう。

(27) 「預託口数」とは, 指定振替機関に預託されている外国E T Fに係る受益権又は投資口の口数をいう。

(上場申請)

第2条 (略)

2 E T Fの上場を申請しようとする者(以下「新規上場申請者」という。)は, 次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 内国E T Fにあつては, 次のa及びbに掲げる書面
a・b (略)

(5) 外国E T F及び外国E T F信託受益証券にあつては, 次のaからdまでに掲げる書類

a 当該外国E T F又は当該外国E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国E T Fの設定が適法であることについて法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関

法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文

- b 「有価証券上場申請書」に記載された代表者が、当該外国E T F, 外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面
- c (略)
- d 当該外国E T F, 外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国E T Fが設定された国の法令に基づき、当該外国E T F, 外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国E T Fの設定について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し

3～5 (略)

(上場審査基準)

第4条 (略)

2 外国E T Fの上場審査については、次の各号（投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に類する外国E T Fにあっては、第7号を除く。）に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項第5号から第9号まで、第11号（bを除く。）、第12号及び第13号（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く。）の受益証券に類する外国E T Fにあっては、同項第7号を除き、外国投資証券に該当する外国E T Fにあっては、同項第9号を除く。）に適合すること。この場合において、外国投資証券に該当する外国E T Fにあっては、同項第5号、第6号、第7号及び第12号中「投資信託財産」とあるのは「資産」と、同項第8号中「特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、同項第11号a中「受益証券」とある

係法令の関係条文

- b 「有価証券上場申請書」に記載された代表者が、当該外国E T F 又は当該外国E T F信託受益証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面
- c (略)
- d 当該外国E T F 又は当該外国E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国E T Fが設定された国の法令に基づき、当該外国E T F 又は当該外国E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国E T Fの設定について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し

3～5 (略)

(上場審査基準)

第4条 (略)

2 外国E T Fの上場審査については、次の各号（投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に類する外国E T Fにあっては、第7号を除く。）に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項第5号、第6号、第7号から第9号まで、第11号（bを除く。）、第12号及び第13号（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く。）の受益証券に類する外国E T Fにあっては、同項第7号を除く。）に適合すること。この場合において、外国投資証券に該当する外国E T Fにあっては、同項第5号、第6号、第7号及び第12号中「投資信託財産」とあるのは「資産」と、同項第8号中「特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、同項第11号a中「受益証券」とある

業期間」と、同項第11号a中「受益証券」とあるのは「外国投資証券」と読み替える。

(2)～(7) (略)

3 外国E T F信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第5号、第6号、第8号から第10号まで、第11号（bを除く。）、第12号及び第13号並びに前項第2号及び第4号から第6号まで（上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国E T Fが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第9号を除く。）に適合すること。この場合において、第1項第5号、第6号、第8号及び第9号並びに前項第2号、第4号及び第5号中「上場申請銘柄」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国E T F」と、第1項第12号中「投資信託財産」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国E T Fの投資信託財産又は資産」と読み替えるほか、上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国E T Fが外国投資証券に該当する外国E T F信託受益証券にあっては、同項第5号及び第6号中「投資信託財産」とあるのは「資産」と、同項第8号中「特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、前項第2号中「外国E T Fにあっては」とあるのは「外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては」と読み替える。

(2) (略)

4 内国商品現物型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第1号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号（管理会社が信託受託者である場合を除く。）、第11号及び第13号に適合していること。この場合において、同項第1号中「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること」とあるのは「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）」と、同項第5号及び第7号中「投資信託財産」とあるのは「信託財

のは「外国投資証券」と読み替える。

(2)～(7) (略)

3 外国E T F信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第5号、第6号、第8号から第10号まで、第11号（bを除く。）、第12号及び第13号並びに前項第2号及び第4号から第6号までに適合すること。この場合において、第1項第5号、第6号、第8号及び第9号並びに前項第2号、第4号及び第5号中「上場申請銘柄」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国E T F」と、第1項第12号中「投資信託財産」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国E T Fの投資信託財産又は資産」と読み替えるほか、上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国E T Fが外国投資証券に該当する外国E T F信託受益証券にあっては、同項第5号及び第6号中「投資信託財産」とあるのは「資産」と、同項第8号中「特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、前項第2号中「外国E T Fにあっては」とあるのは「外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては」と読み替える。

(2) (略)

(新設)

産」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) 信託の委託者が次の a 及び b に適合すること
(管理会社が信託受託者である場合に限る。)。

a 上場会社又はその子会社であること。

b 信託財産と同一の商品を上場する商品市場
又は外国商品市場（当該商品及びその対価の
授受を約する売買取引を行うことができる商
品市場又は外国商品市場に限る。以下同じ。）
の会員、取引参加者又はこれらに相当する者
として本所が定める者（当該商品の売買、売
買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工
又は使用を業として行っている者に限る。以
下同じ。）であること。

(3) 信託の委託者が、商品の拠出状況等に
関し本所
が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに
照会事項について正確に報告することを書面に
より確約すること（管理会社が信託受託者であ
る場合に限る。）。

(4) 上場申請銘柄の信託約款に次の a から j まで
に掲げる内容が記載されていること。

a 特定の商品の価格に連動する仕組み

b 信託契約の期間の定めを設けない旨

c 信託契約期間中において、受益者が信託契約
の一部解約を請求することができない旨

d 計算期間（本所が定める計算期間を除く。）
として定める期間が 1 か月以上 1 年以内であ
ること。

e 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募によ
り行われる旨

f 受益証券が金融商品取引所に上場される旨

g すべての金融商品取引所において受益証券
の上場が廃止された場合には、その廃止され
た日に信託を終了するための手続きを開始す
る旨

h 信託財産に係る商品の条件

i 信託の委託者が、拠出する商品について前 h
の条件を満たすことを保証する旨

j その他本所が定める事項

(5) 上場申請銘柄に係る信託契約が、一の管理会社
と一の信託受託者との間で締結されるものであ

- ること（管理会社が信託受託者である場合を除く。）。
- (6) 管理会社が、上場申請銘柄の信託財産について、その総資産のうち95%以上について、特定の商品を組み入れる旨の確約をしていること。
- (7) 上場申請銘柄が、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託ではないこと。
- (8) 管理会社が、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。
- (9) 上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。
- 5 外国商品現物型ＥＴＦの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。
- (1) 第1項第5号、第7号から第9号まで及び第13号、第2項第3号、第4号及び第6号並びに前項第6号に適合すること。この場合において、第1項第5号及び第7号中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と読み替えるものとする。
- (2) 上場申請銘柄の信託約款に次のaからdまでに掲げる内容が記載されていること。
- a 特定の商品の価格に連動する仕組み
 - b 信託契約の期間の定めを設けない旨。ただし、外国商品現物型ＥＴＦの設定がされた国の法令に定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則第2条の3第2項で定める期間に限る。）が定められている場合にあっては、当該信託契約期間
 - c 計算期間（本所が定める計算期間を除く。）として定める期間が1か月以上1年以内であること。
 - d その他本所が定める事項
- (3) 次のa又はbに適合していること。
- a 管理会社が、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受け

(新設)

た商品その他の財産の管理又は処分の指図を行ふことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。

b 上場申請銘柄の発行に関する法令又は上場申請銘柄の信託約款において、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行ふことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行われるための措置が講じられていること。

(4) 上場申請銘柄の発行に関する法律が整備されていること並びに当該上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政庁が存在すること。

6 外国商品現物型E T F信託受益証券の上場審査については、第1項第5号、第8号、第9号及び第13号、第2項第4号及び第6号、第3項第2号及び第3号、第4項第6号及び前項第2号から第4号までに掲げる基準によるものとする。この場合において、第1項第5号、第8号、第2項第4号、第4項第6号、前項第2号及び第3号中「上場申請銘柄」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型E T F」と、前項第2号中「外国商品現物型E T F」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型E T F」と、前項第4号中「上場申請銘柄の発行」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型E T Fの発行」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適格指標の指定)

第4条の2 本所は、上場申請銘柄に係るE T Fの上場を承認した場合には、当該E T Fに係る指標を前条第1項第5号(同条第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号及び第6項の規定

(新設)

(適格指標の指定)

第4条の2 本所は、上場申請銘柄に係るE T Fの上場を承認した場合には、当該E T Fに係る指標を前条第1項第5号に定める要件をすべて満たす指標として指定する。

による場合を含む。)に定める要件をすべて満たす指標として指定する。

(管理会社等が行う適時開示等)

第6条 上場E T F並びに上場E T Fに係る管理会社等及び信託受託者等に関する情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等は、当該上場E T Fに関する次の a から d まで (公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国E T F, 投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国E T F, 外国E T F, 外国E T F信託受益証券, 内国商品現物型E T F, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては, aを除く。)に掲げる事項について日々 (aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除き、dに掲げる事項については当該上場E T Fの最終価格がない等その内容を開示することが適当でないと本所が認める場合を除く。) 開示しなければならない。

a ~ d (略)

(2) 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。以下この号において同じ。)に係る管理会社等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合 (aに掲げる事項にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場E T Fに係る管理会社等が、次に掲げる事項 (内国E T Fにあっては(r)から(u)までを除き、外国E T F及び外国E T F信託受

(管理会社等が行う適時開示等)

第6条 上場E T F並びに上場E T Fに係る管理会社等及び信託受託者等に関する情報の適時開示については、次の各号 (公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国E T F, 投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国E T F, 外国E T F及び外国E T F信託受益証券にあっては、第1号aを除く。)に定めるところによる。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等は、当該上場E T Fに関する次の a から d までに掲げる事項について日々 (aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除き、dに掲げる事項については当該上場E T Fの最終価格がない等その内容を開示することが適当でないと本所が認める場合を除く。) 開示しなければならない。

a ~ d (略)

(2) 上場E T F (内国E T F, 外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。以下この号において同じ。)に係る管理会社等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合 (aに掲げる事項にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場E T Fに係る管理会社等が、次に掲げる事項 (外国E T F及び外国E T F信託受益証券にあっては(i), (n)及び(o)を除き、内国

益証券にあっては(i), (n), (o), (q)及び(r)から(t)までを除き, 内国商品現物型E T F (管理会社が信託受託者であるものを除く。)にあっては(q)及び(u)を除き, 内国商品現物型E T F (管理会社が信託受託者であるものに限る。)にあっては(q), (s)及び(u)を除き, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては(i), (n), (o), (q), (s)及び(t)を除く。)を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)～(g) (略)

(h) 当該管理会社等の金融商品取引業, 登録金融機関業務又はこれに類する業の廃止

(i) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業 (法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。) を行う者でなくなること。

(j)～(q) (略)

(r) 信託の分割

(s) 上場E T Fに係る信託契約が, 一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなること。

(t) 上場E T Fが信託法第2条第12項に規定する限定責任信託となること。

(u) (略)

(v) (a)から前(u)までに掲げる事項のほか, 上場E T F又は当該管理会社等の運営, 業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものの

b 上場E T Fに係る管理会社等に, 次に掲げる事実 (内国E T Fにあっては(i)から(k)までを除き, 内国商品現物型E T F (管理会社が信託受託者であるものを除く。)にあっては(i)及び(j)を除き, 外国E T F, 外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては(d), (e)及び(i)から(k)までを除く。)が発生した場合

E T Fにあっては(r)を除く。)を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)～(g) (略)

(h) 当該管理会社等の金融商品取引業又はこれに類する業の廃止

(i)の2 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業 (法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。) を行う者でなくなること

(j)～(q) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(r) (略)

(s) (a)から前(r)までに掲げる事項のほか, 上場E T F又は当該管理会社等の運営, 業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場E T Fに係る管理会社等に, 次に掲げる事実 (外国E T F及び外国E T F信託受益証券にあっては, (d)及び(e)を除く。) が発生した場合

(a)～(h) (略)

(i) 信託の委託者が上場会社又はその子会社でなくなること。

(j) 信託の委託者が商品市場又は外国商品市場の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者でなくなること。

(k) 信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託されたこと。

(1) (a)から前(k)までに掲げる事実のほか、上場E T F 又は当該管理会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c・d (略)

(3) (略)

(4) 上場E T Fに係る管理会社等は、次の a から f までに掲げる事項に該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～c (略)

d 上場外国E T F, 上場外国E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国E T F, 上場外国商品現物型E T F 又は上場外国商品現物型E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品現物型E T Fについて、本邦以外の地域において、上場E T Fの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

e 上場外国E T F信託受益証券又は上場外国商品現物型E T F信託受益証券に係る管理会社等又は信託受託者等が、上場外国E T F信託受益証券又は上場外国商品現物型E T F信託受益証券に係る預託契約等の変更又は終了その他の上場外国E T F信託受益証券又は上場外国商品現物型E T F信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

f (略)

2～5 (略)

(a)～(h) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(i) (a)から前(f)までに掲げる事実のほか、上場E T F 又は当該管理会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c・d (略)

(3) (略)

(4) 上場E T Fに係る管理会社等は、次の a から f までに掲げる事項に該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～c (略)

d 上場外国E T F 又は上場外国E T F信託受益証券に係る受託有価証券である外国E T Fについて、本邦以外の地域において、上場E T Fの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

e 上場外国E T F信託受益証券に係る管理会社等又は信託受託者等が、上場外国E T F信託受益証券に係る預託契約等の変更又は終了その他の上場外国E T F信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

f (略)

2～5 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第7条 上場E T Fに係る管理会社等は、次の各号に掲げる場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場E T Fに係る管理会社等が前条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適當と認めるときは、この限りでない。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 前条第1項第2号a又は同項第3号aに掲げる事項
- b (略)

(2) 上場E T Fに係る信託受託者等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 前条第1項第2号c又は同項第3号cに掲げる事項
- b (略)

2・3 (略)

4 上場E T F (内国商品現物型E T Fに限る。)
に係る管理会社等は、前条第1項第2号b(k)に掲げる事実が発生した場合には、本所が定めるところにより書類の提出を行うものとする。

5・6 (略)

7 上場E T Fに係る管理会社等は、第5項第2号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

8 (略)

(変更上場の手続)

第8条 上場E T Fの変更上場の手続は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場E T F (内国E T F、外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F、当該外国E T Fを

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第7条 上場E T Fに係る管理会社等は、次の各号に掲げる場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場E T Fに係る管理会社等が前条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適當と認めるときは、この限りでない。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 第6条第1項第2号a又は同項第3号aに掲げる事項
- b (略)

(2) 上場E T Fに係る信託受託者等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 第6条第1項第2号c又は同項第3号cに掲げる事項
- b (略)

2・3 (略)

(新設)

4・5 (略)

6 上場E T Fに係る管理会社等は、第4項第2号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 (略)

(変更上場の手続)

第8条 上場E T Fの変更上場の手続は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場E T F (内国E T F、外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F及び当該外国E T F

受託有価証券とする外国E T F信託受益証券, 内国商品現物型E T F, 外国商品現物型E T F 及び外国商品現物型E T F信託受益証券に限る。) に係る管理会社等及び信託受託者等は, 投資信託約款, 信託約款若しくはこれらに類する書類の信託金の限度額又は上場E T Fの名称を変更しようとする場合は, 本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(2) (略)

(代理人等の選定)

第9条 上場外国E T F, 上場外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F 及び外国商品現物型E T F信託受益証券に係る管理会社等は, 本所が定めるところにより, 本邦内に住所又は居所を有する者であって, 本所との関係において一切の行為につき当該上場外国E T F, 上場外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F 及び外国商品現物型E T F信託受益証券に係る管理会社等を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 上場内国E T F 及び上場内国商品現物型E T Fは, 次の各号のいずれかに該当する場合には, その上場を廃止する。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が次の a から d までのいずれかに該当する場合。ただし, 当該管理会社等が行っていた業務が他の管理会社等に引き継がれ, かつ, 当該他の管理会社等がE T F上場契約書及び第4条第1項第9号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は, この限りでない。

a 法第50条の2第2項の規定により, 金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録が失効した場合

b 法第52条第1項又は第54条の規定により, 金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録を取り消された場合

c・cの2 (略)

cの3 登録金融機関業務に係る業務の内容又

を受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。) に係る管理会社等及び信託受託者等は, 投資信託約款, 信託約款若しくはこれらに類する書類の信託金の限度額又は上場E T Fの名称を変更しようとする場合は, 本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(2) (略)

(代理人等の選定)

第9条 上場外国E T F 及び上場外国E T F信託受益証券に係る管理会社等は, 本所が定めるところにより, 本邦内に住所又は居所を有する者であって, 本所との関係において一切の行為につき当該上場外国E T F 及び上場外国E T F信託受益証券に係る管理会社等を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 上場内国E T Fは, 次の各号のいずれかに該当する場合には, その上場を廃止する。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が次の a から d までのいずれかに該当する場合。ただし, 当該管理会社等が行っていた業務が他の管理会社等に引き継がれ, かつ, 当該他の管理会社等がE T F上場契約書及び第4条第1項第9号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は, この限りでない。

a 法第50条の2第2項の規定により金融商品取引業の登録が失効した場合

b 法第52条第1項又は第54条の規定により, 金融商品取引業の登録を取り消された場合

c・cの2 (略)

(新設)

は方法の変更により、投資運用業を行うものでなくなった場合

d 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合 (管理会社が登録金融機関である場合を除く。)

(2) (略)

(2)の2 上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者が、上場会社又はその子会社でなくなった場合 (管理会社が信託受託者である場合に限る。)。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、この限りでない。

a 当該上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者が、上場会社又はその子会社でなくなった後においても商品の拠出状況等に關し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合 (本所が定める場合を除く。)

b 当該上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者としての地位が他の上場会社又はその子会社に引き継がれ、かつ、当該他の上場会社又はその子会社が、商品の拠出状況等に關し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合

(2)の3 上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者が、商品市場又は外国商品市場の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者でなくなった場合 (管理会社が信託受託者である場合に限る。)。ただし、当該上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者としての地位が他の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者に引き継がれた場合は、この限りでない。

(3) 上場E T Fについて、次のaからkまで (公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあってはb (b), bの2からbの5まで及びhの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあつ

d 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 上場E T Fについて、次のaからkまで (公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場E T Fにあってはb (b)を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場E T Fにあってはb (h)を除く。) のいずれかに該当する場

ては b (h), b の 2 から b の 5 まで及び h の 2 を除き, 上場内国商品現物型 E T F にあっては a 及び b を除く。) のいずれかに該当する場合

a • b (略)

b の 2 次の(a)から(i)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合

(a) 特定の商品の価格に連動する仕組みに関する定めがなくなる場合

(b) 信託契約の期間の定めが設けられる場合

(c) 信託契約期間中において, 受益者が信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合

(d) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合

(e) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合

(f) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には, その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨の定めがなくなる場合

(g) 信託財産に係る商品の条件に関する定めがなくなる場合

(h) 信託の委託者が拠出する商品について信託約款で定める商品の条件を満たすことを保証する旨の定めがなくなる場合

(i) 計算期間が 1 か月に満たないこととなる場合又は 1 年を超えることとなる場合

b の 3 上場 E T F に係る信託契約が, 一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる場合 (管理会社が信託受託者である場合を除く。)

b の 4 上場 E T F が信託法第 2 条第 12 項に規定する限定責任信託となる場合

b の 5 信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合であって, 直ちにその状況の改善に係る手続きが着手されないとき又は遅滞なくその状況が改善されないとき。

c ~ h (略)

h の 2 信託が分割されることとなる場合

合

a • b (略)

(新設)

(新設)

(新設)

c ~ h (略)

(新設)

i ~ k (略)

2 上場外国E T F (外国投資信託の受益証券に該当する外国E T Fに限る。以下この項において同じ。) 当該外国E T Fを受託有価証券とする上場外国E T F信託受益証券, 外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券は, 次の各号のいずれかに該当する場合には, その上場を廃止する。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が管理会社等としての業務に必要な免許, 許可又は登録等が, 内閣総理大臣等により失効, 取消し又は変更登録等を受け, 管理会社等としての業務を行わないこととなった場合。ただし, 当該上場E T Fに係る管理会社等が行っていた業務が他の管理会社等に引き継がれ, かつ, 当該他の管理会社等がE T F上場契約書及び第4条第2項第1号前段, 第3項第1号前段, 第5項第1号前段又は第6項の規定において適用する同条第1項第9号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は, この限りでない。

(2) (略)

(3) 上場E T Fが, 次のaからfまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 信託約款 (上場外国E T F信託受益証券及び上場外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては, 受託有価証券である外国E T F又は外国商品現物型E T Fに係る信託約款) 又はこれに類する書類の変更により, 次の(a)から(b)までのいずれかに該当する場合 (上場外国E T F及び上場外国E T F信託受益証券にあっては(a)の3を除き, 上場外国商品現物型E T F及び上場外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては(a)及び(a)の2を除く。)

(a)・(a)の2 (略)

(a)の3 前項第3号bの2の(a)又は(i)に掲げる場合

(b) 信託契約 (上場外国E T F信託受益証券及び上場外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては, 受託有価証券である外国E T

i ~ k (略)

2 上場外国E T F (外国投資信託の受益証券に該当する外国E T Fに限る。以下この項において同じ。) 及び当該外国E T Fを受託有価証券とする上場外国E T F信託受益証券は, 次の各号のいずれかに該当する場合には, その上場を廃止する。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が管理会社等としての業務に必要な免許, 許可又は登録等が, 内閣総理大臣等により失効, 取消し又は変更登録等を受け, 管理会社等としての業務を行わないこととなった場合。ただし, 当該上場E T Fに係る管理会社等が行っていた業務が他の管理会社等に引き継がれ, かつ, 当該他の管理会社等がE T F上場契約書及び第4条第2項第1号前段又は第3項第1号前段の規定において適用する同条第1項第9号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は, この限りでない。

(2) (略)

(3) 上場E T Fが, 次のaからfまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 信託約款又はこれに類する書類の変更により, 次の(a)又は(b)に該当する場合

(a)・(a)の2 (略)

(新設)

(b) 信託契約 (上場外国E T F信託受益証券にあっては, 受託有価証券である外国E T Fに係る信託契約) の期間が定められた場合

F 又は外国商品現物型 E T F に係る信託契約) の期間が定められた場合 (外国投資信託の設定がされた国の法令の定めるところにより信託契約期間 (租税特別措置法施行規則第 2 条の 3 第 2 項に定める期間に限る。) が定められている場合を除く。)

c (略)

d 当該上場 E T F (上場外国 E T F 及び上場外国商品現物型 E T F にあっては当該銘柄を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券を含み, 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては受託有価証券である外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F を含む。以下この d において同じ。) が上場又は継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場 E T F の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場 E T F の相場を即時に入手することができない状態となつたと本所が認めた場合。ただし, 当該上場 E T F の外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して, 上場を廃止することが適当でないと認められるときは, この限りでない。

e 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては, 当該上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に関する預託契約等が終了となる場合。ただし, 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る預託機関等の変更により当該預託契約等が終了となる場合は, この限りでない。

f (略)

3 上場外国 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。以下この項において同じ。) 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券は, 次の各号のいずれかに該当する場合

(外国投資信託の設定がされた国の法令の定めるところにより信託契約期間 (租税特別措置法施行規則第 2 条の 3 第 2 項に定める期間に限る。) が定められている場合を除く。)

c (略)

d 当該上場 E T F が上場又は継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等における当該銘柄 (上場外国 E T F にあっては当該銘柄を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を含み, 上場外国 E T F 信託受益証券にあっては受託有価証券である外国 E T F を含む。以下この d において同じ。) の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場 E T F の相場を即時に入手することができない状態となつたと本所が認めた場合。ただし, 当該上場 E T F の外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して, 上場を廃止することが適當でないと認められるときは, この限りでない。

e 上場外国 E T F 信託受益証券にあっては, 当該上場外国 E T F 信託受益証券に関する預託契約等が終了となる場合。ただし, 上場外国 E T F 信託受益証券に係る預託機関等の変更により当該預託契約等が終了となる場合は, この限りでない。

f (略)

3 上場外国 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。以下この項において同じ。) 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券は, 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その上場を廃止する。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が次の a から c

までのいづれかに該当する場合

a・b (略)

c 規約又はこれに類する書類に定める事由に

に基づき終了する場合

(2)・(3) (略)

には、その上場を廃止する。

(1) 上場E T Fに係る管理会社等が次の a 又は b

のいづれかに該当する場合

a・b (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

付 則

この特例は、平成23年8月1日から施行する。

ETNに関する有価証券上場規程の特例

第1章 総則

(目的)

第1条 この特例は、ETNの上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外国」とは、本邦以外の国又は地域をいう。
- (2) 「外国株券等保管振替決済業務」とは、指定振替機関が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。
- (3) 「外国金融商品取引所等」とは、外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場をいう。
- (4) 「ETN」とは、外国で発行された金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第17号に規定する有価証券のうち、法第2条第1項第5号の性質を有する有価証券であって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（以下「対象指標」という。）に連動することを目的とするものをいう。
- (5) 「ETN信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第2条の3第3号に規定す

る有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券がＥＴＮであるものをいう。

- (6) 「最終価格」とは、本所の売買立会における最終値段をいう。
- (7) 「指定振替機関」とは、本所が指定する振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。
- (8) 「指標」とは、金融商品市場における相場その他の指標をいう。
- (9) 「上場ＥＴＮ信託受益証券」とは、本所に上場しているＥＴＮ信託受益証券をいう。
- (10) 「信用格付業者等」とは、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。）及び特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。）をいう。
- (11) 「内閣総理大臣等」とは、内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。
- (12) 「有価証券報告書等」とは、有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいう。

第2章 有価証券上場規程の特例

（申請による上場）

第3条 ＥＴＮ信託受益証券の上場は、当該ＥＴＮ信託受益証券の受託有価証券であるＥＴＮの発行者（以下「ＥＴＮ信託受益証券の発行者」という。）からの申請により行うものとする。

2 上場申請銘柄が、第8条第2項第1号（新設合併に係る部分に限る。）又は第2号（新設分割に係る部分に限る。）に該当する場合には、その発行者（発行者が保証会社（次条第3項に規定する保証会社をいう。）

以下同じ。)を附す場合であって、保証会社が第8条第2項第1号又は第2号に規定する新設合併又は新設分割を行うときは、保証会社)の設立前においても、当該新設合併又は新設分割を行う発行者(発行者が保証会社を附す場合であって、保証会社が当該新設合併又は新設分割を行うときは、保証会社)の株主総会の決議後に限り、その新規上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該発行者(発行者が保証会社を附す場合であって、保証会社が当該新設合併又は新設分割を行うときは、上場申請銘柄の発行者)が行うものとする。

(上場申請手続)

第4条 E T N信託受益証券の上場を申請しようとする者(以下「新規上場申請者」という。)は、本所所定の様式による有価証券上場申請書を提出するものとする。

- 2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nの発行契約書若しくは発行プログラム又はこれに類する書類及び上場申請銘柄に係る信託契約その他本所が必要と認める書類の写し 2部
 - (2) 上場申請銘柄の上場後の円滑な流通確保の見込みについて本所が定める事項を記載した書面
 - (3) 次のaからcまでに掲げる書類
 - a 「有価証券上場申請書」に記載された代表者が、当該E T N信託受益証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面
 - b 新規上場申請者の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面
 - c 当該E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nが

発行された国又は地域の法令に基づき、当該ＥＴＮ信託受益証券に係る受託有価証券であるＥＴＮの発行について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し

- (4) 最近2事業年度の経理の状況を記載した書類（次項に規定する保証会社を附す場合を除く。）
 - (5) 信用格付業者等による格付評価を記載した書面（次項に規定する保証会社を附す場合を除き、当該ＥＴＮ信託受益証券に係る受託有価証券であるＥＴＮに第4項に規定する裏付資産を有する場合を除く。）
 - (6) 金融当局の適切な規制を受けていることを証する書面の写し（次項に規定する保証会社を附す場合を除く。）
- 3 新規上場申請者は、上場申請に係るＥＴＮ信託受益証券の受託有価証券であるＥＴＮについて、新規上場申請者とは別に本所が定める適切な保証を行っている者（以下「保証会社」という。）を附す場合には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 本所から新規上場申請者に対して、正当な理由に基づく照会、請求等があった場合には、当該新規上場申請者が遅滞なく、当該照会事項等について正確に報告し、又はその請求する書類の提出等の対応をするために当該新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類
 - (2) 保証会社に関する継続的な企業内容の開示について、新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類
 - (3) 保証会社に係る前項第4号に掲げる書類
 - (4) 保証会社に係る前項第5号に掲げる書面（当該ＥＴＮ信託受益証券に係る受託有価証券であるＥＴＮに次項に規定する裏付資産を有する場合は除く。）
 - (5) 保証会社に係る前項第6号に掲げる書面の写し

(6) 保証の内容を記載した書面（前項第1号に掲げる書類に記載している場合を除く。）

(7) その他投資者保護上必要かつ適当と認められるものについて、新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類

4 新規上場申請者は、上場申請銘柄の受託有価証券であるＥＴＮにその償還に必要な価額と同額以上の裏付けとなる資産（以下「裏付資産」という。）を有する場合には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 裏付資産が新規上場申請者及び保証会社から分別され、かつ、適切に管理されていることについて記載した書類

(2) 前号に定める書類に記載された法令に関する事項が、真実かつ正確であることについての法律専門家による意見書

(3) 裏付資産の内容について記載した書類

(4) 第8条第1項第3号eの規定により新規上場申請者が確約した書面

5 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前3項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所が別に定める書類のうち本所がやむを得ないものとしてその都度定めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

6 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a 有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）及びその添付書類

- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
- d 届出目論見書（届出仮目論見書を含む。）

(2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

各 2 部

- a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類
- b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）
- c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）
- d 臨時報告書（訂正臨時報告書を含む。）

7 新規上場申請者は、上場申請に係る募集又は売出しを行った場合には、本所所定の様式による募集又は売出実施通知書及び上場申請有価証券確定通知書を上場の時までに提出するものとする。

8 新規上場申請者は、上場申請に係る E T N 信託受益証券の権利の内容等を記載した E T N 信託受益証券の概要書を作成した場合には、当該 E T N 信託受益証券概要書を上場の時までに提出するものとする。

9 本所は、上場審査のために必要と認めるときには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第 5 条 E T N 信託受益証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場 E T N 信託受益証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

2 E T N 信託受益証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場 E T N 信

託受益証券について当該確認書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を納入するものとする。ただし、第11条第1項の規定に基づき予備申請を行ったETN信託受益証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日より1年以内に上場申請を行う場合は、上場審査料を納入することを要しない。

(新規上場申請者に係る上場審査基準)

第7条 新規上場申請者に係る上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 新規上場申請者が次のaからdまでに適合していること（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社が次のaからdまでに適合し、かつ、当該新規上場申請者がbからdまでに適合していること。）

a 登録金融機関（法第2条第11項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）、金融商品取引業者若しくはこれらに相当する者又は本所が別に定める者であること。

b 最近（「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。以下同じ。）2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）

をいう。以下同じ。) 又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表, 中間損益計算書, 中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表, 中間連結損益計算書, 中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)をいう。以下同じ。)(四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては, 四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表, 四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては, 四半期貸借対照表, 四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。)(特定事業会社にあっては, 中間財務諸表等を含む。)をいう。)。以下同じ。)が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

c 最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において, 公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし, 本所が適当と認める場合は, この限りでない。

d 最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書(四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては, 四半期レビュー報告書。以下同じ。)において, 公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」(四半期財務諸表提

出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、
「無限定の結論」。以下同じ。) が記載されていること。ただし、
本所が適当と認める場合は、この限りでない。

- (2) 新規上場申請者 (新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社) が、上場申請日の直前事業年度の末日において次の a から c までに適合していること。
- a 純資産の額 (金融商品取引業者である場合は、純財産額。以下同じ。) が200億円以上であること。
 - b 金融当局の適切な規制を受けていること。
 - c 2社以上の信用格付業者等から、本所が定める基準以上の格付を取得していること。

(上場申請銘柄に係る上場審査基準)

第8条 上場申請銘柄の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 新規上場申請者又は当該新規上場申請者の保証会社が前条の基準に適合していること。
- (2) 次の a から j までに適合すること。
- a 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場申請銘柄に係る信託契約に次の (a) から (c) までに掲げる内容が記載されていること。
 - (a) 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N を所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨
 - (b) 上場申請銘柄を所有している者からの一定の数量又は金額以上の買取請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨
 - (c) 償還価額及び買取価額が対象指標に基づき計算される旨

- b 上場申請銘柄に係る対象指標が、次の(a)から(e)までに適合すること。
- (a) 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。
- (b) 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあっては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。
- (c) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあっては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。
- (d) 指標及びその算出方法が公表されているものであること。
- (e) 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては、その構成銘柄（その変更があり得る場合には、その基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。
- c 上場しようとする日から、上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの最終償還期限の到来する日までの期間及び上場申請銘柄に係る信託契約終了までの期間が3年を上回るものであること。
- d 新規上場申請者（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社。以下このdにおいて同じ。）が発行するETN（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の残存償還価額総額（他社の発行するETN（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の償還を保証する額を含み、裏付資産を有するETNの残存償還価額総額を除く。）に、上場申請銘柄が上場する際に新たに発行されるETNの発行予定額を合算した額が新規上場申請者の純資産の額の25%を超過していないこと。

- e 上場申請銘柄が、次の(a)及び(b)に適合すること。
 - (a) 上場の時までに本所の市場における上場申請銘柄の流通の確保に努める取引参加者を指定する見込みがあること。
 - (b) 上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないと。
 - f 上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。
 - g 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの発行のための法律が整備されていること及び新規上場申請者（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社。（保証会社が外国の者である以外の場合は除く。））を監督する行政庁が存在すること。
 - h 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載があること（新規上場申請者が保証会社を附す場合に限る。）。
 - i 上場申請銘柄に係る信託契約その他の契約が本所が定めるところにより締結されるものであること。
 - j その他公益又は投資者保護の観点から、不適当と認められるものでないこと。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合には、次のaからeまでに適合すること。
- a 新規上場申請者又は当該新規上場申請者の保証会社が、前条第1号及び第2号bの基準に適合していること。
 - b 上場申請銘柄が、前号（dを除く。）の基準に適合していること。
 - c 裏付資産が、新規上場申請者及び保証会社から分別され、かつ、

適切に管理されていると認められるものであること。

- d 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に次の (a) 及び (b) に掲げる内容が記載されていること。
 - (a) 裏付資産が新規上場申請者及び保証会社から分別され, かつ, 適切に管理されている旨
 - (b) 裏付資産の内容
- e 新規上場申請者が, 次の (a) から (c) までに掲げる事項について, 書面により確約していること。
 - (a) 裏付資産を管理する者 (以下「裏付資産の管理者」という。) に関する情報を適切に把握できる状況にあること。
 - (b) 裏付資産の管理者に関する情報について第13条第1項第3号の規定に従い開示を行うこと。
 - (c) 新規上場申請者が第13条第1項第3号の規定に従い裏付資産の管理者に関する情報の開示を行うことについて当該裏付資産の管理者が同意していること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については, 前項第1号及び第2号cの規定を適用しない。ただし, 第17条第1項第1号及び第2号 (上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合は除く。) に掲げる基準に該当しないものであることを要するものとする。

- (1) 上場申請銘柄が, 上場 E T N 信託受益証券の発行者 (発行者が保証会社を附す場合は, 保証会社) が他の会社に吸収合併される又は新設合併を行うことにより本所において上場廃止されるものである場合
- (2) 上場申請銘柄が, 上場 E T N 信託受益証券の発行者 (発行者が保証会社を附す場合は, 保証会社) が吸収分割又は新設分割により当該上場申請銘柄に係る債務を他の会社に承継させることにより本所

において上場廃止されるものである場合

(適格指標の指定)

第9条 本所は上場申請に係るE TN信託受益証券の上場を承認した場合には、当該E TN信託受益証券に係る対象指標を前条第1項第2号bに定める要件をすべて満たす指標として指定する。

(上場契約)

第10条 本所がE TN信託受益証券を上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定のE TN信託受益証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既にE TN信託受益証券上場契約書を提出している場合にはこの限りでない。

(予備申請)

第11条 新規上場申請者は、上場申請を行おうとする日からさかのぼつて3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した有価証券上場予備申請書及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第8条に規定される基準に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第4条第9項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。
- 4 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を納入するものとする。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第12条 新規上場申請者は、第4条の規定により提出した書類のうち、

本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場 E T N 信託受益証券の発行者が行う適時開示)

第13条 上場 E T N 信託受益証券の発行者が行う適時開示については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、当該上場 E T N 信託受益証券に関する次の a から c までに掲げる事項について日々開示しなければならない。
 - a 上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数並びに上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の残存償還価額総額及び一証券当たりの償還価額
 - b 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額と対象指標の日々変動率の乖離率
 - c 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合には、当該裏付資産の状況
- (2) 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の a から g までのいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
 - a 上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社が、次の (a) から (q) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
 - (a) 上場 E T N 信託受益証券の売出し
 - (b) 上場 E T N 信託受益証券の分割又は併合
 - (c) 合併
 - (d) 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
 - (e) 事業の全部の譲渡

- (f) 解散（合併による解散を除く。）
- (g) 国内の金融商品取引所に対する E T N 信託受益証券の上場の廃止に係る申請又は外国金融商品取引所等に対する E T N の上場の廃止に係る申請（上場 E T N 信託受益証券又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る申請に限る。）
- (h) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- (i) 商号又は名称の変更
- (j) 上場 E T N 信託受益証券又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の名称の変更
- (k) 事業年度の末日の変更
- (l) 有価証券報告書又は半期報告書（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社にあっては、四半期報告書。以下同じ。）に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動
- (m) 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。
- (n) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務若しくはこれらに相当する業務又は本所が別に定める業務を行わないこととしたこと。
- (o) 上場 E T N 信託受益証券の追加発行若しくは上場 E T N 信託受益証券の買取り又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の追加発行若しくは償還に係る請求の申込を

臨時に停止することとしたこと。

- (p) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に
係る全部若しくは一部の繰上償還, 最終償還期限の変更, 最終
償還期限の到来に伴う償還に係る請求の申込の停止若しくは最
終償還価額の決定, 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証
券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくは
これらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その
他当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T
N に関する権利に係る重要な事項
- (q) (a) から前 (p) までに掲げる事項のほか, 当該上場 E T N 信託
受益証券の発行者又は保証会社の運営, 業務若しくは財産又は
当該上場 E T N 信託受益証券若しくは当該上場 E T N 信託受益
証券に係る受託有価証券である E T N に関する重要な事項であ
って投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- b 上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社に次の (a) から
(1) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- (a) 上場 E T N 信託受益証券に係る上場廃止の原因となる事実
- (b) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務若しくはこれらに
相当する業務又は本所が別に定める業務を行う者でなくなるこ
と。
- (c) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務又はこれらに相当
する業務に係る事業の停止その他これらに準ずる行政庁による
法令に基づく処分その他本所が別に定める事実
- (d) 債権者その他の当該上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保
証会社以外の者による破産手続開始, 再生手続開始, 更生手続
開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告
- (e) 手形又は小切手の不渡り等
- (f) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に

係る期限の利益の喪失

- (g) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に
係る全部若しくは一部の繰上償還，最終償還期限の変更，上場
E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契
約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重
要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場 E T N 信託受
益証券に係る受託有価証券である E T N に関する権利に係る重
要な事実
- (h) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は
中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執
行を決定する機関が，当該公認会計士等の異動を行うことにつ
いての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを
決定した場合を含む。）において，前 a (p) の規定に基づきその
内容を開示した場合を除く。）
- (i) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3
条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券
報告書又は半期報告書を，内閣総理大臣等に対して，法第 24 条
第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間内（四半期財務諸表
提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあって
は，第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間内）に提出できる見込
みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間
内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。），
これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に
係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。
- (j) 発行する E T N （国内の金融商品取引所又は外国金融商品取
引所等に上場しているものに限る。以下この (j) において同じ。）
の残存償還価額総額（他社の発行する E T N の償還を保証する
額を含み，裏付資産を有する E T N の残存償還価額総額を除

く。) が発行者 (発行者が保証会社を附す場合は、保証会社) の純資産額の25%を超過した場合又はその見込みが生じた場合

(k) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N (当該 E T N に裏付資産を有するものに限る。以下この (k) において同じ。) の裏付資産の価額が当該 E T N の償還に必要な価額に満たない場合であって、直ちに回復する見込みがないとき。

(1) (a) から前 (k) までに掲げる事実のほか、当該上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場 E T N 信託受益証券若しくは当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場 E T N 信託受益証券 (上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合を除く。以下この c から e までにおいて同じ。) の発行者又は保証会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合 (上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社が上場会社である場合を除く。)。

d 上場 E T N 信託受益証券の発行者が前 c 若しくは上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則 (以下「適時開示等規則」という。) 第 2 条第 1 項第 3 号に基づく開示を行った場合又は上場 E T N 信託受益証券の保証会社が適時開示等規則第 2 条第 1 項第 3 号に基づく開示を行った場合には、本所が定める信用状況等に関する情報を開示しなければならない。

e 上場 E T N 信託受益証券の発行者 (発行者が保証会社を附す場合は、保証会社) に、次の (a) 又は (b) に掲げる事実が発生した場合

(a) 信用格付の変更又は当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付の変更 (当該上場 E T N

信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付を取得している場合に限る。)

(b) 純資産の額が 100 億円未満となったこと又はその見込みが生じたこと。

f 上場 E T N 信託受益証券について、本邦以外の地域において、当該上場 E T N 信託受益証券又は当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

g 上場 E T N 信託受益証券の発行者若しくは保証会社又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託者が、第 17 条第 1 項第 3 号 h に規定する信託契約その他の契約の変更若しくは終了その他の上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

(3) 前 2 号のほか、上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N が裏付資産を有する場合には、上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の a から c までのいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る裏付資産の管理者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 合併

(b) 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）

(c) 事業の全部の譲渡

(d) 解散（合併による解散を除く。）

(e) 破産手続開始の申立て

(f) 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和

18年3月11日法律第43号) 第1条第1項に定める信託業務をいう。) 又は信託業務に類する業の廃止

(g) 法令又は外国の法令に基づき内閣総理大臣に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(h) 信託業務又は信託業務に類する業務に必要な免許, 認可又は登録等について, 失効, 取消又は登録等について, 内閣総理大臣等により失効, 取消し又は変更登録等を受けることにより, 信託業務又は信託業務に類する業務を行わないこととなること。

(i) (a)から前(h)までに掲げる事項のほか, 上場ETN信託受益証券又は当該上場ETN信託受益証券の受託有価証券であるETNに係る裏付資産の管理者の運営, 業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場ETN信託受益証券の受託有価証券であるETNに係る裏付資産の管理者に, 次に掲げる事項が発生した場合

(a) 法第51条の規定による業務改善命令に類する処分

(b) 営業の免許又は信託業務又は信託業務に類する業務を営むことについての認可の取消し

(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか, 外国の法令に基づく内閣総理大臣等の承認, 認可又は処分

(d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか, 上場ETN信託受益証券又は当該上場ETN信託受益証券の受託有価証券であるETNに係る裏付資産の管理者の運営, 業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場ETN信託受益証券の発行者若しくは保証会社又は上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの裏付資産

の管理者が、第17条第1項第3号iに規定する裏付資産の管理に係る契約の変更若しくは終了その他の上場ETN信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

- 2 前項のほか、上場ETN信託受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、適時開示等規則及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。
- 3 上場ETN信託受益証券の発行者は、投資者への適時、適切な上場ETN信託受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、上場ETN信託受益証券に関する情報の適時開示について上場ETN信託受益証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場ETN信託受益証券の発行者は、これらの規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

- 第14条 上場ETN信託受益証券の発行者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場ETN信託受益証券の発行者が前条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。
- (1) 第13条第1項第2号aに掲げる事項
 - (2) 前号のほか、上場ETN信託受益証券に関する権利等に係る重要な事項

- 2 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、売出しに係る売出価格について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。
- 3 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、第13条第1項第2号bに該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。
- 4 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。
- (1) 事業年度の末日現在の当該上場 E T N 信託受益証券の所有者数を記載した書面
確定後直ちに
- (2) 12月末日現在の上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数及び上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額を記載した書面
把握後直ちに
- (3) 事業年度の末日現在の上場 E T N の発行者（発行者が保証会社を附す場合は保証会社。以下、この号において同じ。）の純資産の額及び当該発行者が発行する E T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この号において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する E T N の償還を保証する額を含み、裏付資産を有する E T N の残存償還価額総額を除く。）
確定後直ちに
- 5 上場 E T N 信託受益証券の発行者（上場会社を除く。）は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を本所が別に定め

るところにより記載した書面(法第24条の4の2第2項の規定により、同項に定める確認書を提出している場合にあっては、当該確認書の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場E TN信託受益証券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 上場E TN信託受益証券の発行者は、前各項のほか、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(変更上場の手続)

第15条 上場E TN信託受益証券の変更上場の手続きにおいて、次の各号に掲げる事項を変更するときは、その変更に先立ちその都度本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場E TN信託受益証券の発行可能限度額若しくは発行可能総受益権口数又は上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNの発行可能限度額若しくは発行可能証券数
- (2) 上場E TN信託受益証券の名称又は上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNの名称

(代理人等の選定)

第16条 上場E TN信託受益証券の発行者(上場会社を除く。)は、本邦内に住所又は居所を有する者であって、本所との関係において一切の行為につき当該上場E TN信託受益証券の発行者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(上場廃止基準)

第17条 上場E TN信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場

合に、その上場を廃止する。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行者が次の a から g までのいずれかに該当する場合（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社が次の a から g までのいずれか又は当該発行者が e から g までのいずれかに該当する場合。この場合において、f 中「上場 E T N 信託受益証券の発行者」とあるのは「上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社」と読み替える。）

- a　登録金融機関若しくは金融商品取引業者若しくはこれらに相当する者又は本所が別に定める者でなくなった場合
- b　事業活動の停止、解散又はこれと同等の状態であると本所が認める場合
- c　発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- d　法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手續若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
- e　有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつその影響が重大であると本所が認めた場合
- f　財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場 E T N 信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この f において同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
- g　2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に

定める期間（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、第24条の4の7第1項に定める期間）の経過後1か月以内（天災地変等、上場ETN信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(2) 上場ETN信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）が、事業年度の末日において次のa又はbのいずれかに該当する場合（当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合は除く。）

- a 純資産の額が100億円未満である場合において、3年以内に100億円以上とならないとき。
- b 1社以上の信用格付業者等により本所が定める基準未満の格付が付与される場合において、3年以内に本所が定める基準以上の格付が付与されないとき。

(3) 上場ETN信託受益証券が次のaからjまで（当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合は、cを除く。）のいずれかに該当する場合

- a 次の(a)から(c)までのいずれかに該当する上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場ETN信託受益証券に係る信託契約の変更が行われる場合
 - (a) 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNを所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求に5営業日を上回らない期間ごとに応じる旨の定めがなくなる場合
 - (b) 上場ETN信託受益証券を所有している者からの一定の数量又は金額以上の買取請求に5営業日を上回らない期間ごとに応じる旨の定めがなくなる場合
 - (c) 償還価額又は買取価額が対象指標に基づき計算される旨の定

めがなくなる場合

- b 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額と対象指標の相関係数が 0.9 未満となつた場合において、1 年以内に 0.9 以上とならないとき。
- c 上場 E T N 信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社。以下この c において同じ。）が発行する E T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この c において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する E T N の償還を保証する額を含み、裏付資産を有する E T N の残存償還価額総額を除く。）が、発行者の純資産の額の 25% を超過する場合において、3 年以内に 25% 以下とならないとき。
- d 次の (a) から (d) までのいずれかに該当する場合
 - (a) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の最終償還期限が到来する場合
 - (b) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N が、期限の利益を喪失した場合
 - (c) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N（当該 E T N に裏付資産を有するものに限る。以下この (c) において同じ。）の裏付資産の価額が、当該 E T N の償還に必要な価額に満たない場合において、5 営業日以内に回復しないとき。
 - (d) 吸収分割又は新設分割により上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る債務が他の会社に承継される場合
- e 上場 E T N 信託受益証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行つた場合、第 5 条第 1 項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行つた場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなつた場合

- f 当該上場 E T N 信託受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - g 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載がなくなること（発行者が保証会社を附す場合に限る。）。
 - h 第 8 条第 1 項第 2 号 i に規定する信託契約その他の契約が終了となる場合。ただし、上場 E T N 信託受益証券に係る受託者等の変更により当該信託契約その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。
 - i 上場 E T N 信託受益証券（上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合に限る。）の受託有価証券である E T N の裏付資産の管理に係る契約が終了することとなった場合。ただし、当該裏付資産の管理に関する契約が他の者に引き継がれ、かつ、当該 E T N 信託受益証券の発行者が第 4 条第 4 項各号に規定する書類を提出する場合は、この限りでない。
 - j a から前 i までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該上場 E T N 信託受益証券の上場廃止を適当と認めた場合
- 2 前項第 3 号 d (d) の場合にあっては、上場 E T N 信託受益証券の発行者が発行する同 (d) に規定する E T N に係る債務が他の会社に承継される場合であって、かつ、当該他の会社が E T N 信託受益証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

（監理銘柄及び整理銘柄の指定）

第18条 上場 E T N 信託受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場 E T N 信託受益証券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場 E T N 信託受益証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、

その事実を投資者に周知させるため、当該上場 E T N 信託受益証券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

第19条 上場 E T N 信託受益証券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(上場手数料及び年賦課金等)

第20条 新規上場申請者及び上場 E T N 信託受益証券の発行者は、本所が定める上場手数料、年賦課金及び T D n e t 利用料を納入するものとする。

(本国等の法制度等の勘案)

第21条 上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社が外国法人である場合の当該外国法人に対する本所の規則の適用にあたっては、当該外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。

(措置等)

第22条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は、上場 E T N 信託受益証券に対する措置について準用する。

(委任規定)

第23条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に關し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成23年8月1日から施行する。

業務規程、受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則の一部改正新・旧規定対照表
(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(有価証券上場規程関係に係る行為の承継等)	(有価証券上場規程関係に係る行為の承継等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2～18 (略)	2～18 (略)
19 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。	19 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。
(1) 施行日の前日におけるヘラクレスのグロースに所属する上場株券（施行日前にヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含み、第4項の規定により施行日において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるもの及び新JQ有価証券上場規程第31条第2項（第6項の規定により、施行日から1年を経過する日までに、新JQ有価証券上場規程第29条の規定により新JASDAQのスタンダードへの上場市場区分の変更を申請した場合を含む。）の規定により施行日以降において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるものを除く。）	(1) 施行日の前日におけるヘラクレスのグロースに所属する上場株券（施行日前にヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含み、第4項の規定により施行日において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるものを除く。）
(2) (略)	(2) (略)
20・21 (略)	20・21 (略)
22 新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は、施行日の前日においてヘラクレスのスタンダードに所属する上場株券については、施行日後に終了する事業年度より適用し、新JQ有価証券上場規程第31条第2項（第6項の規定により、施行日から1年を経過する日までに、新JQ有価証券上場規程第29条の規定により新JASDAQのスタンダードへの上場市場区分の変更を申請した場合を含む。）の規定により施行日から平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の前日までに新JASDAQのスタンダードに上場市場区分を変更した上場株券については、当該市場区分変更日後に終了	22 新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は、施行日の前日においてヘラクレスのスタンダードに所属する上場株券については、施行日後に終了する事業年度より適用する。

する事業年度より適用する。

23～28 (略)

23～28 (略)

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。